

九州工業大学情報科学センター専門委員会内規

昭和63年 1月11日
制 定

九州工業大学情報科学センター専門委員会内規

(目 的)

第1条 この内規は、九州工業大学情報科学センター規則第14条の規定に基づき、九州工業大学情報科学センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に置く専門委員会並びにその組織及び運営について定めることを目的とする。

(委員会の種類)

第2条 運営委員会に、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 業務委員会
- (2) 広報教育委員会
- (3) 研究開発委員会
- (4) 飯塚キャンパス運用委員会
- (5) 戸畑キャンパス運用委員会

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 業務委員会

- ア 計算機システムの運用に関すること。
- イ 利用規程に関すること。
- ウ 計算機システム及び共同利用方式の将来計画に関すること。
- エ その他他の委員会に属しないこと。

(2) 広報教育委員会

- ア 広報、センターニュース及び利用の手引等の編集発行に関すること。
- イ 講習会、研修集会等の企画及び実施に関すること。
- ウ マニュアル類の維持及び管理に関すること。
- エ テキスト類、センター案内その他センター刊行物に関すること。
- オ その他広報教育に関すること。

(3) 研究開発委員会

- ア 計算機システムの利用に係る研究開発に関すること。
- イ 教育情報システムに係る研究開発に関すること。
- ウ ライブラリ等の開発及び収集に関すること。
- エ ネットワークシステムに係る研究開発に関すること。
- オ その他研究開発に関すること。

(4) 飯塚キャンパス運用委員会

- ア 飯塚地区の計算機システムの運用に関し、連絡調整すること。
- イ 飯塚地区の計算機システムの将来計画に関し、連絡調整すること。

(5) 戸畑キャンパス運用委員会

- ア 戸畑地区の計算機システムの運用に関し、連絡調整すること。
- イ 戸畑地区の計算機システムの将来計画に関し、連絡調整すること。

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 工学部の職員若干名
- (2) 情報工学部の職員若干名
- (3) 情報科学センターの職員若干名

2 前項の委員は、運営委員会の議を経て情報科学センター長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、当分の間、情報工学部事務部において処理する。

附 則

1 この内規は、昭和63年1月1日から施行する。

2 この内規施行の後、最初に第4条に規定する委員となる者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日とする。